平成２３年（フ）第５６５号
大阪市平野区平野南２丁目１番７号　ロイヤルグレイブ平野506号
債務者　加藤良信こと　諸葛　良信
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６６号
大阪府東大阪市六万寺町２丁目１番45号
債務者　福島　恭代（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７１号
大阪府箕面市外院１丁目14番４号
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７４号
大阪府東大阪市足代新町10番３号　田守光子方
債務者　堀内　清美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７５号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番21号　エバーグリーン西田辺ハイツ302号
債務者　根本　洋行
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７７号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番34―203号
債務者　木下千津子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８８号
大阪市住之江区粉浜１丁目23番12号　ジオナ粉浜24号室
債務者　常盤　則之
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５２号
熊本県宇土市走潟町1106番地９
債務者　坂本　友美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１８１号
青森県五所川原市大字湊字船越284番地１、住民票上の住所青森県五所川原市字烏森128番地61
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
青森県つがる市木造増田23番地５
債務者　木津百合子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
相模原市中央区田名4493番地７
債務者　萩原　真美
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３号
相模原市南区西大沼１丁目31番１号　メゾネット相模大野６号
債務者　富園　京子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１号
熊本県天草市小松原町12番19号　ダイヤモンド谷口第一ビル２Ｆ２号
債務者　谷口　和子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１３号
静岡県浜松市中区高林３丁目11番26号　コンフォール高林Ｃ－１
債務者　金田　勝行
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
静岡県浜松市中区高丘東２丁目１番28―403号　スカイパレス高丘
債務者　青野千佳世
1　決定年月日時　平成23年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係